

行動計画案(骨子)

平成25年9月18日

行動計画案(骨子)

基本的な考え方

- ・安保理決議第1325号を始めとする諸決議の要請に対して、日本が提唱・推進してきた「人間の安全保障」という理念の下で、人的貢献やODA実施を通じて応えていくことを目標とする。

三本の柱

第一の柱: 防止 (Prevention)

紛争や災害下における女性の人権侵害(暴力に限らない)の防止など。

第二の柱: 保護 (Protection)

紛争及び災害下(又は紛争及び災害直後の緊急人道支援段階)における女性の保護など。

第三の柱: 復旧・復興 (Recovery)

紛争及び災害から一定の時間が経った後の復旧・復興プロセスにおける女性の社会参画支援など。

特徴

- ・全ての柱について、紛争と自然災害の両方についての取組を記載。
- ・国連の掲げる「参加(participation)」については、全ての分野において、女性の参加を得ることが重要との観点から、それぞれの柱において取り上げる。

行動計画案(骨子)

第一の柱: 防止 (Prevention)

(1) 紛争予防・再発防止の取組を強化し、ジェンダーの視点を徹底

— 平和構築, 中でも紛争予防・再発防止の分野におけるジェンダーに関する情報収集の徹底, 事業形成, 実施及び評価への反映。

(2) 派遣されるPKO等の要員への教育・訓練を強化

— 国連PKO等の平和支援活動に従事する要員へのジェンダーや性的暴力等に関する教育の徹底。
— 各国のPKO要員等の訓練(PKO訓練センター支援含む)における女性及び女兒への暴力防止やジェンダーに関する訓練の強化に貢献。

(3) 国内外での防災対策を強化し、ジェンダーの視点を導入

— ジェンダーに配慮した「防災の主流化」の推進。
— 国内及び地方の防災体制整備・強化, 男女共同参画の視点を踏まえ防災体制整備。

行動計画案(骨子)

第二の柱: 保護 (Protection)

(1) 暴力など人権侵害を受けた女性・女児の保護と女性・女児の特別なニーズへの対応強化

- 紛争や自然災害後の緊急人道支援などにおいて女性の暴力からの保護を重視し, 女性の特別なニーズに配慮。

(2) 国連PKO等の国際機関の活動、自然災害後の人命救助活動等に女性を積極的に活用

- 国連PKOや自然災害の救助活動の現場での女性自衛官の活躍を推進。
- 日本人女性の国際機関, 国連ミッション等における活躍を後押し。

(3) 国際基準に沿った国内法・制度による女性・女児の保護

- 性暴力の不処罰の終焉に向けた決意表明。
- 警察支援, 刑法等の法整備支援, 被害者保護支援。

(4) 女性の保護と女性の特別なニーズへの対応のための人材育成を強化

- 女性の保護や特別なニーズへの対応に関する専門知識を有する人材を育成するための努力を継続・強化。

行動計画案(骨子)

第三の柱: 復旧・復興 (Recovery)

(1) 復旧・復興において女性の意思決定への参加を推進

- 民主化支援や選挙支援などによる女性の意思決定への参加の後押し。
- 男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災からの復旧・復興の取組促進。

(2) 復旧・復興を通じて女性の特別なニーズに対処し、女性の雇用創出とエンパワースメントを推進

- 復旧・復興活動における女性の雇用創出, エンパワースメントと社会進出を推進。

(3) 母子保健や教育といった女性・児童のニーズが特に高い分野への支援を強化

- 母子保健や教育といった基礎社会サービスへの支援強化。